

警察側、公安の秘密・組織の論理通す 共産党部長宅電話盗聴事件判決

1994.09.06 東京夕刊 19頁 1社 写図有 (全1,179字)

「知らない」「答えたくない」「証言を拒否する」と、法廷に登場した警察関係者は繰り返した。東京地裁で六日、警察庁、神奈川県警の関与を認める判決が言い渡された共産党の緒方靖夫国際部長宅電話盗聴事件をめぐる国家賠償請求裁判。六年にわたる審理で際立ったのは、公安活動の秘密をあくまで守ろうとする、警察組織の論理だった。この裁判では、現職警察官を含めて計五人の警察関係者が被告や証人として陳述、証言をしている。

盗聴に携わったとして訴えられた四人の個人被告のうち、一人だけ出廷に応じた元警察官の当事者尋問は、九二年七月七日に東京地裁七一三号法廷で行われた。東京地検の捜査で、電気通信事業法違反（盗聴未遂）で起訴猶予となった人物だった。

この元警察官は「私は盗聴と言われておるようなことには一切関与しておりません。全く身に覚えのないことです」と陳述した。原告側の弁護士から「この場で自分の潔白を証明すべきじゃないですか」と問われても、「私がどのように思うかについては申し上げたくありませんので、お答えしたくありません」と述べた。

「起訴猶予処分は納得のいった処分だったか」という質問には、「個人的な見解にわたると思いますので、お答えしたくありません」。元警察官の代理人の弁護士が「(陳述を)拒否すればそれなりの不利益が科せられることは法律上明白。本人もそれを覚悟している」と、追及を打ち切らせる場面もあった。国や県も含め被告側の代理人は、この元警察官の尋問を一切しなかった。

また、裁判官から筆跡照合のため文字を書くよう求められると、元警察官は「その必要がないと考えますから、書きません」と拒否した。

事件当時、公安部門最高責任者の警察庁警備局長を務め、約半年後に辞職した三島健二郎氏は「(盗聴事件について)確認したところ、神奈川県警は関係ないという話だったので、関心もないし、興味もなかった」と証言。県警の収集した情報が警察庁に上げられることがあるか、との質問に「知りません」と答えた。

当時、神奈川県警警備部長だった松崎彬彦氏も証言台に立った。原告側が、神奈川県警の電話番号簿や組織規程として提出した書類が、県警の文書であるかどうかを尋ねた。これに対し、松崎氏は「職務上の秘密」を理由に、「証言を控える」と確認を拒んだ。

○「気象庁が雨といえば晴れてたって雨だ」 県警幹部

四人の個人被告の上司だった、ある神奈川県警幹部は判決前、「国も県も全面否認なのに、何も話せるわけがないじゃないか。それが組織と言うものだ」と話した。そして「晴れてたって、気象庁が雨だと言えば雨なんだ。そして何年かたって、その日の天気を調べてみるとする。その日は雨だったということが、真実になるんだよ」と付け加えた。

【写真説明】

共産党幹部宅盗聴事件の訴訟の判決で、勝訴の垂れ幕を掲げる支持者＝6日午後1時すぎ、東京地裁で
朝日新聞社